

2009年08月14日改定

## 日本血管外科学会血管内治療認定医制度施行細則

(諸費用)

**第1条** 諸費用を以下に定める。

1. 認定医の審査料 20,000円、認定料 10,000円、更新料 20,000円とする。
2. 既納の審査料、認定料、更新料は返却しない。

(認定期間および認定証の発行)

**第2条**

1. 毎年10月末日までに事務局へ申請書到着分に関しては、「血管内治療認定医制度規則」第2章第3条第1項の規定による認定者には、認定期間「翌年1月1日から4年後の12月31日まで(5年間)」の認定証を発行する。

**附則1** この規則は、平成21年会務総会承認時から施行する。